



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

# 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4424 号 2018.6.6 発行

## 認知症や知的障害と仕事…後見人が付いても働ける 就業制限の削除法案提出

### ●後見人や保佐人が付くと就けない仕事や資格の例

公務員	国家資格	法人役員	営業許可など
・国家公務員 ・地方公務員 ・自衛隊員 ・保護司 など	・介護福祉士 ・社会福祉士 ・土地家屋調査士 ・マンション 管理士 など	・社会福祉法人 ・学校法人 ・NPO法人 ・商店街振興組合 など	・警備員 ・運転代行員 ・探偵業 ・古物営業 など

読売新聞 2018年6月6日  
認知症の人や知的障害者らが成年後見制度を利用して後見人や保佐人が付くと、国家資格や行政の営業許可が必要な業務、公務など、計190の法律に規定された仕事ができなくなる。障害者らの権利を侵害し、成年後見制度の利用も阻んでいるとして、撤廃する法案が今国会に提出されている。



軽度の知的障害のある岐阜県の男性(30)は2014年4月に警備会社に警備員として就職し、駐車場で車の誘導を担当していた。会社は障害を理解して採用し、まじめな仕事ぶりを評価していた。

一方、男性は、親族に勝手に自分名義の自動車ローンを組まされ

たり、通帳からお金を引き出されたりしたため、成年後見制度の利用を申し立て、17年2月に保佐人が付いた。すると翌月、退職を余儀なくされた。警備業法で、保佐人が付く人は「警備員となってはならない」「警備業者は業務に従事させてはならない」と規定しているためだ。

男性は納得できず、今年1月、規定は職業選択の自由などを保障した憲法に違反するとして、国に100万円の損害賠償を求め、岐阜地裁に提訴した。男性は「自分に向いている警備の仕事に戻りたい」と話しているという。代理人の熊田均弁護士は「財産管理能力と、警備の仕事に必要な能力には関連性がない。権利の侵害だ」と指摘する。

後見人らが付くと働けなくなる職業や資格は、国家公務員法など190の法律に規定されている。信頼性や業務の遂行に影響があるとみなされてきたためだ。公園の入り口付近のゴミを拾う明石徹之さん。法案が成立すれば、後見人や保佐人が付いても仕事を失う心配がなくなる(川崎市で)



これに対し、内閣府の有識者委員会は17年12月、「財産管理に必要な能力と仕事に必要な能力は質的に異なる」と指摘。職業や資格ごとに個別に審査する仕組みに改めるよう国に求めた。これを受け国は今年3月、188の法律で、後見人らが付くと就業できないという規定を削除する法案を提出した。早いものは公布日から施行される。

会社法(取締役)と一般社団法人・一般財団法人に関する法律(役

員)は、個別審査のあり方を検討後、規定を削除する法案を提出する。

自閉症で知的障害のある明石徹之さん(45)は川崎市の公務員で、市立動物公園で清掃や餌作りを担う。両親は、自分たちの亡き後に備えて成年後見制度の利用を検討しているが、高校卒業から25年間続けている公務員の仕事を失うのを心配していた。

母の洋子さん(72)は「徹之にとって仕事は生きがい。規定がなくなれば、後見人などが付いても働き続けられる」と話す。

**<成年後見制度>** 認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な人を支援するため、家庭裁判所が選んだ後見人らが、本人に代わって不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスの利用契約などを行う制度。本人や家族らが家裁に申し立て、家裁は、本人の判断能力に応じて後見人、保佐人、補助人のいずれかを選任する。後見人は財産管理の全面的な代理権が与えられるなど、最も権限が大きい。保佐人、補助人の権限は限定的。利用者は約21万人。

### 面会 月1回未満が大半

後見人らの支援のあり方も課題となっている。

社会福祉法人「昴」(埼玉県東松山市)が2017年、知的障害者施設を対象に行った調査によると、後見人らが障害者本人(1798人)に面会に来る回数は、「ほぼ来ない」「年1~2回」が計38%にも上った。「2~3か月に1回」も25%。「月1回以上」は30%だった。

結果を分析した日本社会事業大学の曾根直樹准教授(障害福祉)は「月に1回も会わずに、本人が何に困っているのか、どんな支援が必要かなど、細かいニーズを判断できるのか」と疑問視する。

国が17年3月に策定した成年後見制度利用促進基本計画では、改善策も盛り込まれた。21年度までに、〈1〉後見人らが本人の意思をくみ取って尊重するプロセスの普及〈2〉本人の生活状況を踏まえ、適切な後見人らを選ぶ手法の確立——などに取り組む。

(野口博文)

### 障害者共生、県条例骨格案答申 「代弁者」の配置求める 中日新聞 2018年6月6日



県社会福祉審議会は五日、二〇一六年に施行された障害者差別解消法を補完する県条例の骨格案を、三日月大造知事に答申した=写真。県独自の施策として、自身で相談することが難しい障害者や家族を相談員につなぐ「地域アドボケーター(代弁者)」の配置を条例で規定することなどを求めた。

三日月知事が昨年五月、条例案の検討を審議会に諮問し、審議会は三月の専門分科会などで答申する骨格案をまとめていた。骨格案によると、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の義務を課す範囲を法の規定より広げ、自治会など任意団体や一般個人にも課すとしている。

地域アドボケーターは、七つの福祉圏域ごとに置くと想定。相談内容を代弁するなど障害者の権利を擁護し、専門相談員につなぐ役割を担う。このほか県独自の内容として、障害は心身の機能に原因があるのではなく、社会的な障壁によって作られるとの考え方を意味する「障害の社会モデル」を条例に明記し、障壁を取り除くことは社会の責務だとうたう。

この日県庁を訪れた審議会の渡辺光春委員長(県社会福祉協議会会長)は、答申を三日月知事に手渡し「理念だけにとどまらず、実効性の担保を」と求めた。

県は本年度中に条例案を県議会に提出することを目指す。全国では二十七道府県が同様の条例を制定している。(角雄記)

## 重度障害者の入院時食事代助成 一定の所得で自己負担へ

東京新聞 2018年6月6日 群馬

県は五日、重度心身障害者の入院時の食事代（食事療養費）について、自己負担額を無料としている現行の県福祉医療費支給制度を見直し、二〇一九年度から、一定の所得以上の場合に負担を求める方針を明らかにした。実施主体の市町村の理解を得られたとしている。

県は中学生以下の子どもや重度心身障害者、母子・父子家庭、親のない児童らを対象に、医療機関で外来や入院した際の医療保険の自己負担額について、国の助成に加え、県と市町村が二分の一ずつ負担して無料にする福祉医療制度を実施している。

だが、福祉医療費が増加傾向にあることから、県は有識者らの検討会を設け、見直しを議論している。重度障害者の食事療養費見直しもこの一環。入院患者は治療の一環として助成対象だったが、在宅や老人福祉施設などでは自己負担となるため、公平性について問題を指摘する意見もあったという。

食事療養費について、母子・父子家庭は既に所得制限があることから見直し対象とせず、中学生以下の子どもは子育て支援や少子化対策の観点から現状通り助成を続ける。五日の県議会一般質問で、県健康福祉部の川原武男部長が答弁した。

県によると、一七年度の福祉医療費（県予算ベース）は約八十三億円、一八年度は約八十五億円で、市町村分を加えると、この倍になる計算という。有識者らによる検討会は昨年二月から五回開き、今後、他の医療費負担についても議論し、最終報告書をまとめる。（石井宏昌）

## 大阪府警 障害児虐待被害 11人 元施設職員、追送検へ 毎日新聞 2018年6月6日

大阪府警本部庁舎=加古信志撮影



大阪府内の障害児入所施設で男児にわいせつな行為をしたとして、強制わいせつ罪で起訴された元施設職員、一丸昌弘被告（27）=大阪市城東区=が、他の入所児童ら数人に暴行してけがをさせたなどとして、大阪府警は近く、傷害と強制わいせつの疑いで追送検する方針を固めた。施設側は計11人が被害を受けたことを確認し、保護者らに謝罪。府警は虐待が日常化していた疑いがあるとみている。

一丸被告は昨年11月に施設で男児の下半身を触ったとして、今年3月、強制わいせつ容疑で逮捕された。「男児を恥ずかしい気持ちにさせ、言うことを聞かせようと思った」と供述しているという。

施設を運営する社会福祉法人や自治体の調査で、男児や男子生徒計11人が風呂場などで、下半身を触られる▽尻をたたかれる▽水をかけられる—などの被害を受けていたことが分かった。首などに皮下出血があったケースもあり、一丸被告と当時の施設長が保護者らに謝罪した。

府警はこのうち、児童らの証言で被害が裏付けられた数人分について追送検する方針。

軽度の知的障害がある入所者の男児の父親によると、施設側から男児がわいせつな行為を受けたと説明されたが、男児はうまく被害を申告できなかった。父親は「子供は自分できちんと説明できない。施設は今後、子供の心のケアを一番に考えてほしい」と話した。

法人によると、施設には知的・身体障害がある児童ら約40人が入所。日中は約30人の職員が勤務している。法人幹部は「職員の研修を強化した。入所者との信頼を築けるよう見直しを進める」と話した。

障害者施設の職員による虐待は全国で増えている。厚生労働省によると、2016年度は401件あり、前年より約2割増。都道府県別では大阪が53件で最多だった。被害者



の種別では知的障害が約7割を占めた。【村田拓也、伊藤遥】

死角ない工夫を

津崎哲郎・NPO法人「児童虐待防止協会」理事長の話 外部の目が届かない閉鎖的な施設では、職員が児童をコントロールする目的で手を上げたり、わいせつな行為をしたりすることが起こりがちだ。児童は障害でうまく話せない場合もあり、被害が表面化しないケースも多いだろう。被害を防ぐには職員研修に加え、第三者の目が届きやすいよう施設内に死角を作らないなどの工夫も必要になる。

## ロボットが支える高齢者の日常 藤田保健衛生大 研究施設で記者が体験

ルポルタージュ' 18

中日新聞 2018年6月5日

夫婦だけ、あるいは一人暮らしの高齢者世帯が増えている日本。老いとは、日々の暮らしでできなくなることが増えていくプロセスだ。彼らの暮らしをどう支えるか。ロボットを用いる研究が進んでいる。その一つが、藤田保健衛生大（愛知県豊明市）が中心に開発を目指す「ロボティクススマートホーム」（RSH）。意味するところの、ロボットの助けで快適に暮らせる住まいづくりの進展やいかに。同市の豊明団地に造られた研究施設に「実験台」として乗り込んだ。（三浦耕喜）

足元がおぼつかない父を、また母を支えたこともある。ベッドから車いす、車いすから自動車へ移乗させるのも一苦労だった。記者自身、病により歩行が不自由になりつつある。父母には間に合わなかったが、将来、自分が世話になるかもしれない。そんな思いで施設の引き戸を開ける。

入り口から段差の全くない床にテーブルやソファ。普通のリビングと違うのは、腕が一本のロボットが、両目のカメラで記者を見つめていることくらいだ。

### ■転倒を防止

君が将来、僕を助けてくれるロボット君なのかい？と問う前に、開発スタッフの同大准教授の田辺茂雄さん（40）の解説が始まった。田辺さんも広島に両親を残している。解説は「複数のロボットで、高齢者の暮らしを支えます」という趣旨だった。「では、これを試してみますか」と天井を指さす田辺さん。見ればレールが市電の軌道のように各部屋を結んでいる。

「歩行支援ロボット」だ。起きた時を想定し、ベッドに腰掛けて腹部にベルトを巻く。ベルトを巻き上げ、立ち上がるのを助ける仕組みだ。レールに連結している機器部はさほど大きくない。体重？十キロの記者が持ち上がるか。リモコンの上昇ボタンを押すと、腰がぐっと引き上げられた。



### 高齢者や障害者の転倒などを防止する懸架型歩行支援ロボット

立ち上がったので、歩いてみる。ロボットが持ち上げてくれるんだと、体重をベルトにかけてみる。たちまちバランスを崩した。「体重を引き受けるのではなく、転倒するのを防ぐのが目的です」とすかさず解説が入る。基本的には歩ける人用で、すがって歩くものではないのだ。

### ■移乗手助け

歩けない人はどうするのか。二つ目に試したのは「移乗支援ロボット」だ。見た目は小ぶりの電動車いす。特殊な車輪で複雑な操縦ができる。横走りも得意だ。なので、船が接岸するように、ロボットをベッドに横付けできる。

あらかじめの設定で、座面はベッドの高さと同じにしてある。両者を隔てているのは肘掛けだけだ。促されてボタンを押すと、ベッド側の肘掛けがスルスルと下りていくではないか。座面とベッドが水平になった。少しずつお尻をベッドに

動かせば、立てなくても一人で移れそうだ。

ベッドからスムーズに乗り降りができる移乗支援ロボット=いずれも愛知県豊明市の藤田保健衛生大ロボティクススマートホームで

父を施設から外出させた時を思い出す。ベッド、車いす、車の座席、皆高さが違う。車いすの肘掛けも固定だ。少なくとも、つかまり立ちができなければ自力での移乗は難しい。手伝おうと父の腰を引き上げると、結構腰に来たものだ。

他にもトイレの便座の高さも入力してあるので、手さえある程度動けば、トイレも一人でできそうだ。

#### ■会話も可能

この他、ご主人様が暮らしやすいよう、こまごまとした用事をこなすのが、記者を迎えた「生活支援ロボット」だ。トヨタ自動車が開発に携わっているので、「トヨちゃん」という。

「トヨちゃん、テレビつけて」と言うと、テレビがつく。ブラインドの開け閉めも頼める。だが、自分で動く用事は改良の余地ありだ。「トヨちゃん、ペンケースを持ってきて」と言うと、「はい」と元気よく返事はする。小物のかかったフックの前には来たものの、そこで悩んでしまった。しばらくして、できなかった旨を報告。三度目で持ってきてくれた。

床に落ちたペットボトルも、数分の悩みを経て持ってきてくれた。人も悩みながら成長するのだ。ロボットもそうだろう。

会話もちぐはぐなところもあるが、かみ合う場面も。ちょうど一報の直後だったが、「トヨちゃん、西城秀樹さんが亡くなったよ」と話し掛けると、「西城秀樹さんと言えば『傷だらけのローラ』ですよ」と答える。「ヤングマン」でないところが渋い。「じゃあ、何か歌ってよ」とリクエストすると「著作権の問題で歌えません」と拒否。その場にいた一同、爆笑した。

高齢者や障害者に代わり、ペットボトルを拾う生活支援ロボット「トヨちゃん」(右) 高齢者や障害者の転倒などを防止する懸架型歩行支援ロボット

他にも、遠隔で運動指導が受けられる「遠隔コミュニケーションテレビ」、日々、尿の塩分をチェックする「健康チェックトイレ」も備えられている。田辺さんは「実際にお年寄りに使ってもらって改良を重ねている。ぜひ多くの人たちに体験してもらいたい」と話していた。

居家で事故 8割近く 「リフォーム」「コスト」課題に

高齢者の家庭内事故をいかに防ぐか。RSHが居家で実験を繰り返す理由がここにある。

内閣府の二〇一七年の「高齢社会白書」によると、高齢者の事故の八割近くが居宅内で発生。そのうちの45%が居室で起きている。事故の状態は転落と転倒を合わせれば半数以上。高齢となると足が上がりなくなり、床に敷いたカーペットの縁でもつまずくことが少なくないためだ。

体へのダメージも年を重ねるほど大きい。骨折して入院を余儀なくされれば、ベッドで安静にしている間に、体力を落とす。

六十五歳以上の高齢者のみの世帯が25%になり、事故が起きた時に家族の力では対応できない場合も。居宅内の移動・過ごし方をどう支援するかに着目したRSHの研究は、その点で的を射ている。

だが、課題は多い。今のロボットはまだ予測不可能な動きをすることもあるため、七十平方メートルの住宅で実験が行われているが、日本の住宅事情を勘案し、五十平方メートルの住宅でも利用できるようにするのが目標だ。



また、日本家屋に導入する場合は、大規模なリフォームが必要になる。天井にレールを付けるとなれば、新たに柱を立ててレールを支え、天井も高くしなくてはならない。研究が進み、ロボットの不具合は改良されるだろうが、どう日本の住宅事情に合わせるか、同時に利用者が負担するコストをどこまで下げられるか。克服すべき問題は多い。

## 視覚障害者支援の象徴に 神戸・新開地に新施設

神戸新聞 2018年6月6日



神戸・新開地に整備される、視覚障害者の拠点施設のイメージパース図（中山視覚障害者福祉財団提供）  
パソコン画面を拡大し、音声で読み上げるソフトを併用する利用者＝神戸市中央区神若通、神戸アイライト協会



神戸・新開地に2021年、兵庫県内の視覚障害者のトータルサポートを目指す施設が整備される。公益財団法人中山視覚障害者福祉財団（神戸市中央区）が建設。市や各種支援団体と協力し、生活訓練や交流の場をつくる。同財団は「京都、大阪に比べ支援の場が少ない兵庫に、生活相談の拠点をつくりたい」と意気込む。（上杉順子）

大阪や京都には視覚障害者に特化した大規模な拠点施設があるが、兵庫にはなく、県内在住者は相談のため遠出をせざるをえないという。同財団の現在の拠点で、支援団体なども入居する「中山記念会館」（同市中央区神若通）の約10倍の広さといい、湯川洵常務理事は「卓球場など交流の場も設けたい。県内の視覚障害者支援の象徴的な建物になればうれしい」としている。

地上6階地下1階、延べ床面積約4750平方メートルのビルを予定。建設地は神戸市立心身障害福祉センターの跡地（同市兵庫区水木通）で、建物が耐震性に欠けるため3月末で閉所し、他施設に機能を集約した。市は障害者福祉の拠点施設に限定して土地を取得する事業者を募集。同財団が5億円で買い取り、建物を解体し新ビルを建てることになった。

07年から使っている現会館は通所施設やボランティア連絡会など6団体が無償で入居しているが、オープン数年で手狭になり、7、8年前から新しい場所を探していたという。

5月に市と売買契約を締結。運営開始は21年2月頃の予定。

### ■相談や訓練、交流の場に

中山視覚障害者福祉財団によると、視覚障害者の大半は病気や高齢化が原因の中途失明者で、新拠点の利用者の中心となる。先天的障害者や幼少時に見えなくなった人は盲学校などで生活能力を身に付けるが、中途失明者は白杖（はくじょう）や音声ソフトの使い方を一からマンツーマンで学ぶため、相談には歩行訓練やパソコン置き場など、広い空間が必要という。

同財団の現在の拠点に入居する支援団体「神戸アイライト協会」には年間2千人から相談が寄せられる。森一成理事長（64）は「中途失明者は支援情報を持たず、社会から孤立している人も多い」と指摘する。

文字を約3～50倍に拡大できる読書器や音声時計など、日常生活を補う多様なサービスがある。白杖も障害の程度や体格、歩き方に応じて約100種類もあるが「視力が少しでも残っていると自分を障害者とは思わない。何も知らず、生活や仕事を諦めていく人が



いる」と森さん。「新拠点として大きなビルが建てば、視覚障害への注目も高まる。支援に気づく人が増えればうれしい」と期待を寄せる。



### 福祉施設の利用者 山田錦の田植え体験 加東

神戸新聞 2018年6月5日

特産の酒米山田錦の田植え体験をする知的障害者通所施設「でんでん虫の家」の利用者＝加東市藪

兵庫県加東市吉井、知的障害者通所施設「でんでん虫の家」の利用者が5日、同市藪の水田で特産の酒米山田錦の田植え体験をした。利用者13人は素足になって田んぼに入り、施設の職員らの手助けを受けながら丁寧に苗を植え付けた。

施設に通う利用者の自立支援策の一環として2013年に始まり、6年目。収穫した米は剣菱酒造（神戸市東灘区）がオリジナル純米酒「なんでんの」として醸造し、JAみのが10月ごろ発売する。今秋収穫される米は来年の酒造りに使う。

### 高知市に児童支援センター「高知ふれんど」開設 高知県内4カ所目

高知新聞 2018年6月6日

子育ての相談などに応じる児童家庭支援センター「高知ふれんど」のスタッフ（高知市新本町1丁目）



学校や家庭での悩みや、子育てに関する不安などを気軽に相談できる場所をつくらうと、高知市新本町1丁目の児童養護施設「高知聖園（みその）天使園」内に児童家庭支援センター「高知ふれんど」が開設された。県内では4カ所目のセンターで、専門スタッフが電話や戸別訪問などで相談業務に当たっている。児童家庭支援センターは、国と県の認

可を受けた専門機関。児童虐待や不登校、発達障害児へのケアなど、子育て家庭が抱える問題に幅広く対応する。聖園天使園を運営する社会福祉法人「みその児童福祉会」（岡山市）は、同園と隣接する乳児院「高知聖園ベビーホーム」にも2005年から児童家庭支援センター「高知みその」を設置している。支援体制を充実させようと、高知市で2カ所目となる高知ふれんどを4月に開設した。...

### 社説:出生率向上へ若者の不安拭え

日本経済新聞 2018年6月6日

一人の女性が生涯に産む子どもの数にあたる合計特殊出生率が2017年、前年より0.01ポイント低い1.43となった。ここ数年、1.4台で横ばいが続いている。

生まれた子どもの数は、2年連続で100万人を割り、94万6060人だった。前年より3万人以上少なく、過去最少だ。

出生率は横ばいなのに出生数が大きく減ったのは、長年の少子化の影響がある。母親となる年代の女性人口そのものが減っているためだ。出生率が上向かない限り、子どもはますます少なくなる。

子どもを持つ、持たないはもちろん各人の選択だ。政府が押しつけるものではない。一方、子どもをほしいと考える夫婦らの希望がすべてかなった場合、出生率は1.8に上昇すると政府は推計する。希望を阻む社会的な要因をなくし、若い世代の子育てへの不安を解消しなければならない。

もっとも大切なのは、子どもを育てながら働ける環境を整えることだ。少子化対策であ

るとともに、目下の労働力不足を和らげる効果もある。

まずは保育サービスの拡充だ。安心して子どもを託せる場所が増えれば、もう1人子どもを持つハードルも低くなるだろう。政府は20年度末までに待機児童を解消するという。着実に実行すべきだ。

車の両輪となるのが、企業が働き方を見直すことだ。硬直的な長時間労働をなくし、働く時間と場所に多様な選択肢を用意する。望まない転勤を少なくする制度を工夫する。柔軟な働き方が広がれば、男性が育児・家事を分担しやすくなるだろう。

若い世代のなかには、十分な収入が得られず、結婚や子育てに踏み切れない人もいる。職業訓練などで能力を伸ばす機会を増やし、安定した職に移れるよう支援すべきだ。

出生数から死亡数を引いた自然減は約40万人で、過去最大となった。日本経済の活力を保ち、社会保障制度を維持するためにも、あらゆる手を打たねばならない。

### 法廷外の解決へ対応急げ／強制不妊手術

東奥日報 2018年6月6日

旧優生保護法の下で障害などを理由に不妊手術を強制されたとする人たちが次々と声を上げている。宮城県の60代女性が1月末、初めて国に賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こしたのに続き、5月には70代の男女3人が札幌、仙台、東京の各地裁に一斉提訴。さらに北海道や熊本県で提訴の準備が進められ、全国被害弁護団も結成された。

裁判で国の責任を問う動きは広がっていくだろう。しかし、1948年に制定された旧法から強制不妊手術などの差別的な条文が96年に削除されるまで約2万5千人に施され、うち1万6500人近くは強制だったとされる手術に関する都道府県の資料は、その多くが廃棄されてしまっている。

手術を裏付ける公的な記録をそろえることができる人は少ない。手術痕や近親者の証言などを支えとする提訴もある。提訴に至っても、必要な救済措置などを取らなかった国の「不作為」を立証しなければならない。

国側は「当時は合法だった」と争う構えを崩しておらず、長期化も懸念される。だが当事者らは高齢で、救済は時間との闘いになる。被害の実態調査や議員立法による救済法案の提出など、法廷外の解決に向けた取り組みを加速させるべきだ。

厚生労働省は3月、都道府県と保健所を設置している市、東京23区に手術を受けた人の特定につながる可能性がある資料の保全を要請。4月には調査範囲を全市町村にまで広げ、医療機関や障害者施設も対象に含める方針を打ち出した。

旧法は遺伝性疾患や知的障害、ハンセン病などの遺伝防止を目的に不妊手術や人工妊娠中絶を認め、不妊手術について本人や家族の同意がなくても、医師の診断と都道府県の優生保護委員会による審査を経て行う手続きを定めていた。だが共同通信のまとめでは、全国で個人名記載の資料により確認できるのは3900人余りにすぎない。

宮城県は公的な記録に名前がなくても、手術痕や本人の証言などを基に手術を認定するとしている。こうした枠組みの整備を急ぐ必要がある。

ハンセン病患者の隔離政策を巡っては、2001年の熊本地裁判決をきっかけに当時の小泉純一郎首相の政治決断で救済への道が開かれた。それから遅れること17年、政治は再び行動を迫られている。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

